

平成 20 年 10 月 31 日

各位

株式会社小林製作所

## 《弊社所有地における土壌・地下水汚染について》

弊社の所有地において、基準を超える土壌・地下水汚染が判明しましたのでご報告いたします。

当該敷地は、弊社よりパロマ工業株式会社に貸与しているもので、同社は本社工場として操業を致して参りました。この度、同社が工場の建て替え計画及び特定施設の廃止にあたり、弊社が条例及び法令に基づいて土壌調査を行った結果、一部分において基準を上回る土壌・地下水汚染が確認されたものです。この件については平成 20 年 10 月 29 日に土壌調査報告書を名古屋市に提出致しました。

今回確認された鉛の土壌汚染箇所につきましては、表面が養生されており飛散や拡散といった敷地外への影響はありません。またトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物については、地下水汚染の周辺への拡がり懸念されます。地下水汚染があっても井戸水を飲用していなければ、健康への影響はないと考えられます。

弊社では、ご近隣の皆様や関係各位にご心配、ご迷惑をお掛けしたことについて深くお詫び申し上げますとともに、浄化対策に早急に取り組み、一日も早く皆様にご安心いただけるよう最善を尽くす所存でありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1、当該敷地概要

所在地：名古屋市瑞穂区桃園町 6-2 3

敷地面積：8,036 m<sup>2</sup>

所有者：株式会社小林製作所

用途：パロマ工業株式会社本社工場用地

### 2、汚染状況

#### <土壌溶出量調査>

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数/調査数
トリクロロエチレン	0.039~6.3mg/L	1.3~210 倍	0.03mg/L 以下	11/77
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.044~3.4mg/L	1.1~85 倍	0.04mg/L 以下	23/77

#### <土壌含有量調査>

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数/調査数
鉛	170~830mg/kg	1.1~5.5 倍	150mg/kg 以下	6/53

## <地下水調査>

汚染物質	基準超えの濃度範囲	基準に対する倍率	土壌汚染等処理基準	基準超数/調査数
トリクロロエチレン	0.3~3.3mg/L	10~110倍	0.03mg/L以下	2/16
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.054~8.7mg/L	1.4~220倍	0.04mg/L以下	5/16

\* トリクロロエチレンは、過去に金属部品洗浄に使用していた物質で、シス-1,2-ジクロロエチレンは、トリクロロエチレンが自然界で分解したものです。

\* 鉛は、バグ工程に使用していた物質です。

## 3、今後の対策など

汚染物質が敷地外へ拡散しない様、対策を考えております。以降の土壌浄化計画につきましては、今後の調査状況を踏まえて早急に策定してまいります。

## <参考資料>

### ■周辺地図



## <本件に関するお問い合わせ先>

株式会社 パロマ 総務部広報室

丹羽・吉川

TEL : 052-819-3223 FAX : 052-824-5414